

阿賀野市告示第103号

阿賀野農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和5年6月15日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更に対して異議があるときは、令和5年6月15日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和5年5月16日

阿賀野市長 田中清善

1 縦覧期間

令和5年5月16日から

令和5年6月15日まで

ただし、「阿賀野市の休日定める条例」第1条の市の休日を除く、

午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 産業建設部 農林課

3 意見書の提出、異議の申し出

意見書の提出、異議の申し出にあたっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「阿賀野農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「阿賀野農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申し出について」によること。